

(仮称) みらいく保谷園の設置認可に係る利用定員について (報告)

平成30年4月1日開所予定の認可保育所について、子ども・子育て支援法第31条第2項の規定に基づき、利用定員についての意見聴取を行い、下記のとおり承認されたので報告します。

意見聴取方法：西東京市子ども子育て審議会委員への資料送付

意見聴取期間：平成29年10月26日から平成29年10月31日まで

承認方法：西東京市子ども子育て審議会会長による承認

1 施設概要

施設の名称等	名称	(仮称) みらいく保谷園					
	所在地	西東京市下保谷四丁目13番24号					
	設置主体	株式会社第一住宅					
認可定員 (予定)	50人	利用定員					
		※詳細については「2開設初年度及び2年目以降の定員内枠」参照					
		3号認定 (0～2歳)	30人	0歳	6人		
				1・2歳	24人		
		2号認定 (3～5歳)	20人				
歳児別想定内訳							
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
	6人	12人	12人	20人	0人	0人	
保育室等の状況	設備	認可基準			申請内容		
	乳児室・ほふく室 (0・1歳児)	0歳：5㎡×6人=30㎡ 1歳：3.3㎡×12人=39.6㎡			0歳：33.96㎡ 1歳：45.43㎡		
	保育室・遊戯室 (2～5歳児)	1.98㎡×32人=63.36㎡			86.9㎡		
	屋外遊戯場	3.3㎡×32人=105.6㎡			なし		
	代替遊戯場				4,067.06㎡ (あらかしき公園)		

2 2歳児と3歳児の定員差について

2歳児と3歳児の定員に8人の差を設け、保谷駅周辺の地域型保育事業の2歳児の卒所に伴う3歳児の受皿確保を行うこととしております。

3 開設初年度及び2年目以降の定員内枠

開設初年度は4・5歳児の利用児童が少ないことが想定されるため、利用定員を設けず、2年目以降に4歳児20人、5歳児20人の定員を設けることとしております。

開設初年度のみ、4・5歳児室の空きスペースを活用し、待機児童のうち1歳児を対象とした緊急一時預かり事業を実施する予定としております。

※ 緊急一時預かり事業とは、待機児童解消に向けた緊急対策として、子ども・子育て支援法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもであって、同法第27条に規定する特定教育・保育施設又は同法第29条に規定する特定地域型保育事業者を利用していない児童について定期的に預かる事業のことです。

<開設初年度の定員内訳>

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児
6人	12人	12人	20人

※

4歳児	5歳児
0人	0人
緊急一時預かり（1歳児1年保育）	
9名（予定）	



<2年目以降の定員内訳>

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
6人	12人	12人	20人	20人	20人

4 設置主体の保育事業実績

設置主体である株式会社第一住宅としては保育事業の実績はありませんが、関連会社（子会社）である株式会社みらいくが横浜市で認可保育所1園を運営しています。東京都内については株式会社第一住宅が設置・運営し、都外については株式会社みらいくが設置・運営していくこととしており、両社は別会社ではありますが関連会社であるため、相互に連携・協力して事業を展開しております。

なお、平成30年4月1日に、（仮称）みらいく保谷園を含めた認可保育所3園を都内に開設予定にしています。